

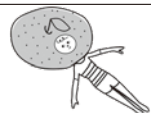


事務局

八峰町産業振興課 ジオパーク推進係
☎ 0185 (76) 4605 FAX 0185 (76) 2203
HP <https://geopark.town.happo.lg.jp/>



白神の恵みに生きる



地域の人の話を聞いて、
大地と自然と人のつながりを考えます

最後の雄島花火大会をがんばります



話をしてくれた人

鎌田 勝(かまだ まさる)さん
昭和25年生まれ、中浜在住。雄島花火実行委員会会長。
自治会活動など、地域の活動に積極的に関わっています。

○雄島花火のきっかけ

自分が子どものころに、地域で夏祭りや、踊りをやっていた、楽しかった思い出がありました。でも、自分が親になった時にふと見回せば、子どもの行事が無くなっていました。そこで、自分たちの子どもにも同じ思いをさせてあげたい、何かできないかということで、地域の若い人が集まって話し合いました。当時は能代の花火も無くなっていましたので、花火を雄島から打ち上げることになりました。そして、地域の会員や商店からお金を集めて花火を打ち上げたのが始まりで、37年間続けてきました。

雄島花火実行委員会は現在、中浜の住民を中心に30名ほどの会員です。ポスターを製作したり、寄付金を集めたり、準備が大変ですが、こういった大きな行事を地元でやればみんなの楽しみになるので、やりがいがあります。

○帰省する人にも楽しんでもらいたいです

8月15日の開催はお盆の最中ということで、忙しいという声もありましたが、帰省した人にも楽しんでもらいたくて、日時はずっと変えずにやってきました。

雄島花火は規模は小さいですが、近くで見ると迫力があるのが特徴で、大館や秋田からわざわざ見に来てくれる人もいます。プロポーズなど、大切な人に送る「メッセージ花火」も好評です。

○最後の雄島花火

去年から実行委員会で話し合ってきて、メンバーの人員不足と高齢化のため、今年を最後の花火大会にすることとしました。始めた当初からずっと関わってききましたが、37年間は長いようで短かったです。コロナ禍の間は、ポスターも出さずにサプライズ花火ということで仲間内だけで開催していましたが、今年は屋台も出してもらって盛大にやりたいと思います。

最後は今までで一番楽しく、盛り上がるようにみんなでがんばりたいと思いますので、ぜひご来場ください。



☆第37回「最後の雄島花火大会」告知☆

日時：8月15日（火）20:00～
場所：八峰町中浜海岸

責任ある猫の飼い方・接し方を お願いします



現在、町や保健所には、ネコによる糞や尿・鳴き声・家への侵入・物品の破損等の被害や、増えすぎてしまったネコの捕獲依頼など、ネコに関する苦情や相談が多数寄せられています。

動物愛護法により、町や保健所などの行政機関であっても健康なネコを捕獲して処分することはできません。

ネコを可愛がっている方は、地域の生活環境の保全と穏やかな住民生活の維持のためにも、責任を持った対応と近隣への配慮をお願いします。



ネコを飼っている方は

- ・責任を持って飼える頭数で、増えすぎないように管理してください。（ネコは交尾をするとほぼ確実に妊娠する動物です。）
- ・感染症への感染や交通事故に遭うことを防ぐためにも、室内で飼うようにしてください。
- ・どうしても室内で飼うことができない場合は、首輪や迷子札を付けて飼いネコであることがわかるような表示をし、不妊・去勢をして、増えすぎないようにしてください。
- ・近所や地域に迷惑がかかる事の無いよう、飼っているネコの行動を把握し管理してください。
- ・引っ越しや施設への入所、増えすぎて管理ができなくなった等のやむを得ない理由でネコを飼うことができなくなった場合は、有料で保健所へ引き渡すことができます。

飼い主の分からないねこを見かけたら

- ・安易に「かわいそうだから」と、自己満足で無責任にエサを与える方がいますが、エサを与えることで付近に居つき、増え続けて、地域の迷惑となっています。
- ・エサを与えることは実質的に飼っていることとなりますので、「飼ってはいない」と言ってエサを与えることはやめてください。
- ・飼い主の分からないネコを引き取って飼おうとする時は、最後まで命に責任を持てるかどうか、近隣の迷惑となることをよく考えて決めてください。
- ・飼い主の分からないネコで、自治会内に誰も飼い主がいなかったことが確認できた場合は、地域住民の合意により、無料で保健所へ引き渡すことができます。
- ・負傷や衰弱して弱っているなど、保護が必要なネコがいた場合は、秋田県動物愛護センター（TEL018-827-5051）で保護することができます。

※保健所への引渡しについては、飼い主や住民の方が自ら行うこととなります。引き取り先は秋田県北秋田保健所となりますが、事前の連絡が必要です。（TEL0186-62-1167）

※動物の遺棄・虐待は犯罪です。見つけた場合は警察に通報してください。

■問合せ先 総務課 町民サービス係 ☎76-4601